

千葉県報

定例
令和4年11月8日

第13785号

主 眼 目 次

- 公安委員会告示
○ 警備員指導教育責任者講習の実施
公 告
- 土地区画整理課の取費による理事の氏名及び住所

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和4年11月8日

千葉県公安委員長 秋 口 守 國

- 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習
- 講習の期日及び時間
令和5年11月16日（月曜日）及び17日（火曜日）の午前9時から午後5時まで
- 講習の場所
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階
- 受講対象者
2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの
（1）最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
（3）検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る

合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

（4）検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者

（5）旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

受講定員

30人

講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

受講申込手続等

（1）受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和4年11月28日（月曜日）から12月2日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

（2）受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

（3）受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和4年12月19日（月曜日）から23日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

令和4年11月8日（火曜日）

千葉県報

(ア) 4 (1) に該当する者
2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者

合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4 (4) に該当する者

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

14,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公

告

土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、習志野市J R津田沼駅南口土地区画整理組合から次のとおり改選による理事の氏名及び住所の届出があった。

令和四年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

織 戸 勝 習志野市津田沼二丁目三番一〇号

三代川 和 彦 谷津二丁目二〇番三四号

三代川 彦 博 谷津一丁目二二番七号

織 戸 高 広 谷津二丁目一八番三九号

三代川 省 吾 谷津一丁目二〇番五号

三代川 寿 朗 谷津一丁目二〇番五号
二三番二六号

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八